

(設 置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条の規定に基づき、岐阜県立多治見北高等学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関する措置を実効的に行うための組織として、岐阜県立多治見北高等学校いじめ防止対策委員会（以下、「いじめ防止対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 いじめ防止対策委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 二 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- 三 いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 四 いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- 五 いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 六 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 七 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 八 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(組 織)

第3条 いじめ防止対策委員会の委員は、校長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、1年間とする。なお、再任を妨げない。

(構成)

- 第4条 いじめ防止対策委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。
 - 3 委員長は、いじめ防止対策委員会の進行を行う。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

- 第5条 第2条の各事項について、状況に応じて校長が招集する。なお、外部の委員を含めたいじめ防止対策委員会は、少なくとも年2回開催することとする。
- 2 校長は委員以外の者に対して、必要に応じていじめ防止対策委員会への出席を要請することができる。

(事務局)

- 第6条 いじめ防止対策委員会の庶務は、学校において処理する。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、いじめ防止対策委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期を終えた後も同様とする。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。